

e シールの衝撃

— ウィズコロナ時代のハンコ革命 —

主任研究員 柏村 祐

<ハンコの押印>

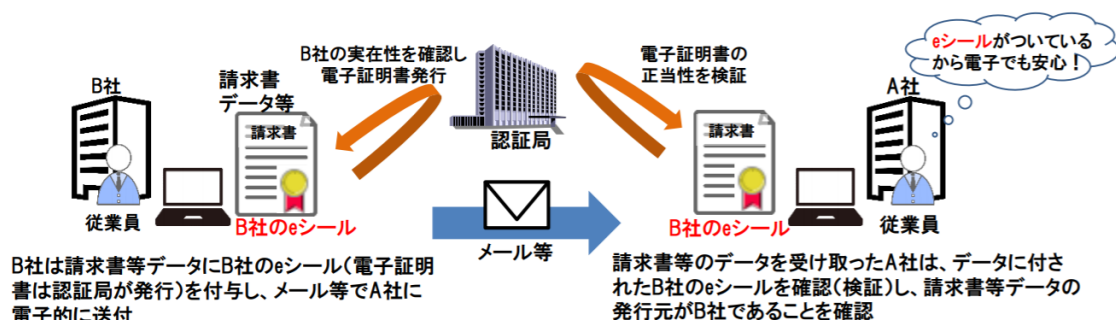
新型コロナウイルス感染拡大の防止策としてテレワークが求められる中、ハンコ押印のために出社する人がいる。

日本 CFO 協会が実施した企業の CFO 等経理・財務部門の幹部を対象とした「新型コロナウイルスによる経理財務業務への影響に関する調査」によれば、テレワークを実施または推奨した企業のうち、41%が「テレワーク実施中に出社する必要が発生した」と回答している。出社理由は「紙の書類の処理（請求書・証憑書類・押印手続・印刷）」「会議への参加」「打合せ」「銀行対応」などとなっており、ハンコ押印が出社の理由の1つとなっている。

<e シールの登場>

組織の正当性を証明するのが社印だが、これに相当するデジタル上のハンコを e シールという。請求書や領収書に e シールを付与することで、社印の押印と同様の効力が発生する。e シールを使えば、押印作業は必要無くなり、郵送は電子メールに置き換えられ、受け取る企業においても郵便受付はメール受信に代替される（図表1）。

図表1 e シールの仕組み



資料：サイバーセキュリティ統括官室「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度（e シール）の検討の方向性について」（2020年4月20日）

e シールは、2016年7月に EU 域内において発行された eIDAS 規則（electronic Identification and Authentication Services）において規定された。eIDAS 規則には e シールの他に、電子署名、タイムスタンプ、ウェブサイト認証、e デリバリーと

呼ばれるトラストサービスが公的に認定されている。これらのトラストサービスは、EU 域内の国民や企業活動を円滑化することを目的として創られ、それぞれ役割を担っている（図表 2）。

図表 2 eIDAS に規定されたトラストサービス

電子署名	○ 自然人が電磁的に記録した情報について、その自然人が作成したことを示すもの。
タイムスタンプ	○ 電子データが、ある時刻に存在していたこととその時刻以降に改ざんされていないことを示すもの。
ウェブサイト認証	○ ウェブサイトが真正で正当な主体により管理されていることが保証できることを示すもの。
eシール	○ 文書の起源と完全性の確実性を保証し、電子文書等が法人によって発行されたことを示すもの。
eデリバリー	○ データの送受信の証明も含め、データ送信の取扱いに関する証拠を提供するもの。

資料：図表 1 に同じ

一連のトラストサービスについては、国別にプロバイダー一覧が閲覧可能となり、利用者はどのプロバイダーが e シールを提供しているか確認できる（図表 3）。

図表 3 フランスのトラストサービスプロバイダー

Trusted List France

Trust service providers

Currently active trust service providers

AR24	QeRDS	Agence Nationale des Titres Sécurisés	QCert for ESig
CDC ARKHINEO	QVal for QESig, QPres for QESig, QVal for QESeal, QPres for QESeal	CLEARBUS	QeRDS
Caisse des dépôts et consignations	QCert for ESig	CertEurope	QCert for ESig, QCert for ESeal , QWAC
Certinomis	QCert for ESig, QCert for ESeal , QWAC	ChamberSign France	QCert for ESig, QCert for ESeal
Conseil Supérieur du Notariat	QCert for ESig, QTimestamp	Cryptolog International	QCert for ESig, QCert for ESeal , QTimestamp

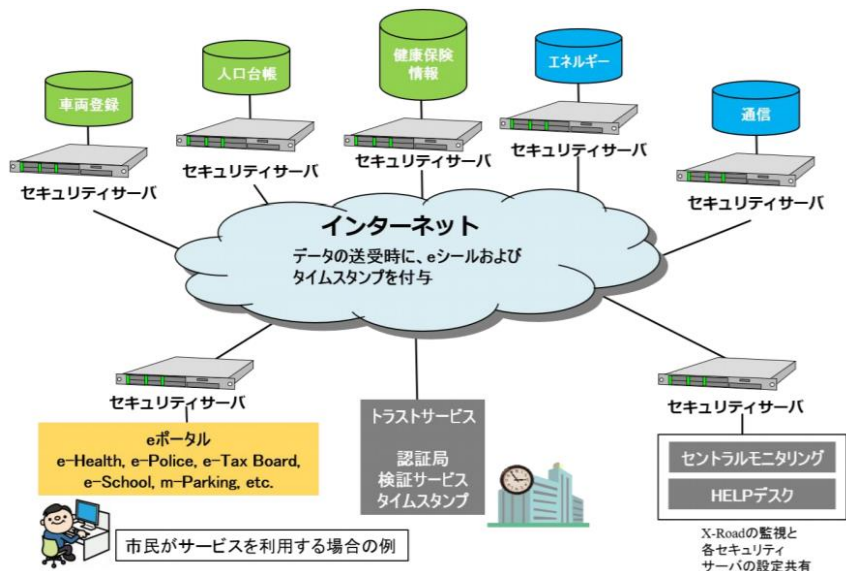
注：赤枠が e シールを意味する

資料：CEF Digital 「Trusted List Browser」

EU では e シールの実装が進んでいる。例えば、エストニア発の X-Road と呼ばれる官民連携基盤において税金、健康、保険、医療、銀行など多岐にわたるサービスがオンライン上で展開されている。組織間で情報連携する際に、送信元サーバーにて e シ

ールを付与するため送信元組織の正当性が証明される（図表4）。

図表4 エストニアの情報基盤 X-Road



資料：総務省「平成29年度タイムスタンプ、電子署名等のトラストサービスの利用動向に関する調査報告」

<変革のための活用>

eIDAS 規則に規定されている電子署名やタイムスタンプは、既に日本において法制化されており、組織の代表者を証明する代表印の代替として利用可能である。一方、組織の正当性を証明する e シールは未だ法制化されておらず、請求書や領収書への社印の代替手段は見当たらない。総務省トラストサービス検討 WG 最終取りまとめによれば、e シール導入による効果について、大企業 1 社あたり現状月 10.2 万時間の業務量は月 5.1 万時間に半減する試算が示されており、生産性向上が見込める取組みと言える。

日本の歴史を振り返れば、黒船来航や先の敗戦など社会システムを大きく変えなければならぬ困難に直面した際に、法律や慣習といった決まり事が大きく変化してきた経緯がある。コロナウイルス感染拡大の先行きは不透明であるものの、この困難を変革のきっかけにすることが求められる。e シールの活用を、ウィズコロナ時代に必要新しい働き方への第一歩とすべきではないだろうか。

(調査研究本部 かしわむら たすく)